

唐鈔本唐令の一遺文 (一)

那 波 利 貞

一

唐朝二百九十年間(西曆六一八—同九〇七年)が支那中世文化の英華を開きたる時代にして、政治、文學、宗教、藝術等あらゆる方面に於て驚嘆に値する成果を後世に遺したることは、茲に更めて喋々贅言するを要しない。而して嘗に支那中世文化の英華を開きたるのみならず、大なる見地より其の歴史の緣由並に其の歴史的發展の迹を通觀すれば、唐朝の文化なるものは其の何れの方面に於ても大體秦漢時代以來或は地理的に、或は時代的に個々別々の發達を爲したるもの及び秦漢時代に搖籃を有して漸次進歩の過程に在りしものを集大成したるものであると同時に、時間的には五代以後の支那近世のそれに、地理的には廣く東洋諸國——就中我が國と朝鮮地方とにて著しい——のそれにそれぞれその範を示したるものにして、此の秦漢以來のもの集大成、支那近世に範を垂示したることは最も注目し値すべきものであり、これ唐文化が支那文化史上に於て價值づけらるる所以である。今一例を官制に採りて觀察しても、唐制は周秦漢時代以來の三師三公九卿の古制の官職を設けると同時に、隋代

以來の創設に係る六部尙書の新制をも併用して、一面より謂へば隨分冗官も存し、官制が重複して却つて職務執行上に澁滯を來たせし短所も無いでは無いが、唐の官制其のものとしては確かに周秦以來隋代に至る迄の間のその集大成であり、而も其の中の六部尙書の制は時勢に適するものとして後世の歷朝政府に襲はれて、清朝の滅亡する迄も永く近世支那官制の範と爲されたるものである。之が地理的に廣く東洋諸國の官制制定に當りての範となりしことも絮説するを要せず、其の最も著しいものは則ち我が國の王朝時代の官制の母と爲つたのである。

右の傾向はあらゆる方面に於て大抵同じく、茲に問題とせる律令格式即ち成文法制の方面に於ても同様であつて、唐律は戰國時代の魏の李悝の『法經』六篇、漢の蕭何の『律九章』以來隋の『開皇律』『大業律』に至る迄の集大成であると同時に、宋、元、明、清各代の律の範となりしもの、『宋刑統』の形式の如きは實に唐の宣宗の大中七年(西曆八五三年)左衛率府倉曹參軍張戣が刑律を以て類を分ち門を立てたる『大中刑律統類』のそれに倣へるもので有名である程である。唐令は漢代の三百餘篇の令以來南北朝時代に行はれたる諸令の集大成であると同時に後世の範典であつて、唐の玄宗の開元二十五年(西曆七三七年)中書令李林甫、侍中牛仙客、御史中丞王敬從等によりて律、格、式と共に大規模に刪定せられたる令三十卷は永く支那法制の模範となつて居る。格と式とも亦同様であつて、一々詳説する必要も無からうと思ふ。然かのみならず、其の高宗の永徽二年(西曆六五一年)閏九月、太尉長孫無忌、

司空李勣、左僕射于志寧、右僕射張行成、侍中黃季輔、黃門侍郎宇文節等の奉勅撰上したる『永徽律令格式』即ち律十二卷、令三十卷、式四十卷、留司格十八卷、散頒格七卷は、實に我が『大寶律令』『養老律令』の範と爲つたのである。

二

斯く唐朝の律令格式が前代のその集大成であり、同時に五代以後の近世支那歷朝のその模範であり源泉となり、又我が『大寶律令』『養老律令』の藍本と爲りし所以のものは何故であるかと謂ふに、本來法は實際社會を支配する制にして生物イキモノであり、守株、膠柱では活用が出来ないので、法家の韓非も『韓非子』卷二十、心度篇に

治民無常。唯治爲法。法與時轉則治。……故聖人之治民也。法與時移。而禁與治變。

と謂つて居り、決して膠着するを許されぬ。韓非の謂ふ所は主として今日の刑法であらうが、常に刑法のみならず、其の他の諸法も皆同様であるから、法制は不斷に改刪補正を加へて時世に適應する様に爲さなければならぬ。然るに王朝興起の初頭に一度審議制定して其の後少しも補正改刪を加へざるが如き法制ならば、其の律令格式ははじめの數年間こそ實際政治上に有效であるが、漸次實際社會生活と懸け離れたる迂遠なるものとなりて死物シツブツと爲る。又實際、律令格式の如きものは實際社會の推移につれて補正改刪を爲さざるを得なくなる性質のものであるが、之を屢々行へば行ふ程、恒に法とし

ての生命が鞏固なる譯で、唐朝の律令格式が斯く近世支那のその模範となりしも、實に屢々改刪補正を加へて、實際社會生活に一層適切なる様に進歩せしめてあつた爲と、支那に於ける實際社會の實情が唐代には餘程複雑に發達して、刑を正し罪を定むる律、範を設け制を立つる令、違を禁じ邪を正す格、物を軌し事を程する式のあらゆる場合を規定せしむべきあらゆる場合の實際社會生活現象が殆んど既に悉く現はれて居つたから、律令格式其の何れを問はず、學說及び判例を法源として殆んど社會實際生活に於て在り得る場合を包羅して規定せられてあつた爲とも考へられる。『新唐書』刑法志に徴すれば、唐の高祖が武德元年(西曆六一八年)に納言劉文靜等に命じて隋の『開皇律令』を損益せしめて制定したる『新格五十三條』を除外して算へると、高祖の武德七年(西曆六二四年)より宣宗の大中七年(西曆八五三年)に至る二百三十年間に略ぼ十六度の法制改刪補正を行つて居る。目安メヤスに見れば略ぼ十四五年目毎に一度の改刪補正であり、皇帝歷代一度宛の改刪補正に當る。即ち其の改刪補正せられたる主なるものの名を列擧して見ても高祖の武德七年(西曆六二四年)の『武德律令式』、太宗の貞觀四年(西曆六三七年)の『貞觀律令格式』、高宗の永徽二年(西曆六五一年)の『永徽律令格式』、永徽四年(西曆六五三年)の『永徽律注疏』、則天武后の垂拱元年(中宗の嗣聖二年、西曆六八五年)の『垂拱格式』、中宗の神龍元年(西曆七〇五年)の『神龍散頒格』、睿宗の太極元年(西曆七一年)の『律令格式』と『太極格』、玄宗の開元七年(西曆七一九年)の『開元前律』、『開元前令』、開元二十五年(西曆七三七年)の『開

元後律『開元後令』、憲宗の元和五年（西曆八一〇年）の『元和格勅』、元和十三年（西曆八一八年）の『元和格後勅』、文宗の太和四年（西曆八三〇年）の『太和格後勅』、開成四年（西曆八三九年）の『開成詳定格』、宣宗の大中五年（西曆八五一年）の『大中刑法總要格後勅』、大中七年（西曆八五三年）の『大中刑律統類』の夥多しき度数に上る。之に開元初期の律令格式改刪補正ありしことを加ふれば則ち其の主なるもの總計十六回、其の他の頻次の小改刪補正は列記に遑もない。宣宗の大中七年以後此の事の無かりしは申す迄もなく天下の亂れたる爲、律令格式の改刪補正などを爲す遑の無かつたが爲であらう。叙上簡單に列擧したる通り、唐朝の律令格式は十六回の大刪定補正を経たのであるが、其の間に不知不識のまゝ漸次其の性質が近世人民生活に適應すべく改刪されて行つた。これ時勢に適應せしむべき性質のものなる法制としては當然のことにして、大中七年の『大中刑律統類』の形式が『宋刑統』のその藍本なるが如きは其の一證據であり、これ則ち近世支那法制の源泉となり得たる所以である。

三

斯く改刪補正せられたる唐の律令格式は、其の者自體の性質上其の原本を中央政府に保置すると共に、之を天下に公布して遍く一般に知らしめ以て政教の典範たらしむる爲には天下各州縣の官署に其の副本を備付け、天下の官吏に之を講習したる譯で、其の原典は夥多しく謄寫逐録せられ、天下の官署に藏したる副本の數は多量に上りたる筈である。然るに斯くも多種の唐の律令格式の書、斯くも多

量に有りしなるべき副本のその今日に傳はれるもの寔に寥々たる有様を見ては、よく一齊に斯く迄も逸亡したるものかなてふ驚の聲を發せざるを得ないのである。其の遺文にして幸に今日に傳はれるものは僅々十種で、即ち律に於ては『故唐律疏議』三十卷、『西域考古圖譜』所載の『唐擅興律斷簡』、大英博物館所藏の『燉煌出土唐名例律殘簡』、羅振玉氏の『燉煌石室碎金』所載の『唐雜律殘簡』の四種、令に於ては先づ職員令の大宗たる『大唐六典』三十卷、學者の間に貞觀永徽年間のものと思せらるる大英博物館所藏の『燉煌出土唐職員令斷簡』、佛國國立圖書館所藏の『燉煌出土唐代職官表』、及び『燉煌出土開元公式令斷簡』の四種、格に於ては佛國國立圖書館所藏の『燉煌出土神龍散頒刑部格殘簡』、式に於ては同じく佛國國立圖書館所藏の『燉煌出土開元水部式殘簡』を數ふるのみである。

其の他に唐の杜佑の『通典』其の他の書に、唐の律令格式の文として引用せられ断片的に遺存せるものの相當に存することは喋々を要しないが、斯く引用せられたるものは、場合によりては律令格式の其の條項の大意を摘みて草子地の文として記せるものがあり、寧ろ此の場合のものが多から、此の引用文を拉し來りて以て直に其の條項に於ける律令格式の原典の文章を復原することの不可能なる場合が多い様に思はれる。律の原文とか令の書法の順序體裁とかは一字を忽せに爲し得ず、一行を轉倒し得ざる性質の書なれば、原典の其の條項に於ける大意を知れば事足ると謂ふ場合は格別として、唐の法制、支那の法制の研究を爲すに當りては、原則的に謂へば文章、順序、體裁が原典の儘なる完本

或は斷簡の遺存は最も望まじきことである。然るに遺存の現状は實に叙上の如きものである。

我が『大寶律令』『養老律令』が、唐の『永徽律』『永徽令』に範を採りたることは周知の如くであるが、當時所謂『近江令』より『大寶律令』『養老律令』制定の交及び其の後に互り、隋唐時代の律令格式の書の主なるものは我が國に舶載せられて斯道の學者政治家に讀まれた。其の證據を求むれば、宇多天皇の寬平年間（西曆八八九年—八九七年、支那にて唐の昭宗の龍紀元年より乾寧四年）の編著と謂はるる彼の藤原佐世の『日本國現在書目錄』刑法家の條の著録を擧げ得る。今、帝室博物館本によれば、次の如くである。但し二行目の『大業令』卅卷は恐らくは『大業律』卅卷の誤寫であらう。

刑法家 目錄五百八十卷
私略

大律六卷。新律十卷。大業令卅卷。唐貞觀勅格十卷。

唐永徽律十二卷。唐永徽律疏卅卷。伏無忌
等撰 大唐律十二卷。刑

法抄一卷。唐具注律十二卷。律附釋十卷。本令卅卷。古

令卅卷。新令十卷。大業令三十卷。唐永徽令卅卷。唐

開元令卅卷。唐令私記卅卷。金科類聚五卷。唐永

徽格五卷。垂拱格二卷。垂拱後常行格十五卷。垂拱留司

格二卷。開元格十卷。開元私記一卷。開元新格五卷。

格後勅三十卷。長行勅七卷。開元皇口勅一卷。

開元後格九卷。散頒格七卷。僧格一卷。

唐永徽式廿卷。唐開元式廿卷。大中刑律統領十二卷。

判樣十卷。判軌一卷。救急判罪一卷。百節判一卷。

貞觀勅九卷。中臺判集五卷^{牛鳳及撰}。大唐判書一卷。

『養老律令』の制定せられたる元正天皇の養老二年(西曆七一八年)或は三年(西曆七一九年)の交は支那に於ては玄宗の開元六年七年にして、理論上、中宗の神龍元年の『神龍散頒格』、睿宗の太極元年の『太極格』ぐらゐ迄は我國に傳はり得る筈ではあるが、實際上に於ては『太極格』などは傳はらざりしか、『日本國現在書目録』には『垂拱格』『垂拱後常格』『垂拱留司格』が、當時としては最新舶載の法書なりしが如くであるから、垂拱以前のものにして之に範を採るべく律令格式全部舶載し居れるものを求めれば、『永徽律』十二卷、『永徽令』四十卷、『永徽格』五卷、『永徽式』二十卷より外に其の完きものは無い譯で、永徽の律令格式を骨子として之に參考損益するに永徽四年の『永徽律疏』三十卷、『隋大業令』三十卷、『貞觀格十卷』、『垂拱格』二卷、『垂拱後常格』十五卷、『垂拱留司格』二卷などを以てしたるものと思はれる。『大寶律令』の制定せられたる大寶元年(西曆七〇一年)は中宗の嗣聖十八年、則天武后の長安元年にして『垂拱格』が當時としての最新舶載のものたりし事情は、『養老律令』刪定の場合と全

く同じなのであるから、其の撰定に當りて藤原不比等等の參考に資したる支那の律令の書籍は『養老律令』刪定の場合と全く同じであつたと思はれる。然れば『大寶律令』『養老律令』その何れに於ても、其の骨子は永徽二年の『永徽律』『永徽令』に範を採つた譯である。而して永徽の律令格式は詳しく謂へば、『新唐書』卷五十八、藝文志、乙部、刊法類に所謂、律十二卷、令三十卷、留本司行格十八卷、散頒天下格七卷、式四十卷式本四卷で、永徽四年制定の『永徽律疏』は三十卷である。

四

永徽二年刪定の『永徽律令格式』は常に唐朝の律令格式として注意すべきものたるのみならず、前述の通り實に我が『大寶律令』『養老律令』の藍本として我が國人には特に注意せらるべきものであるが、高宗が太宗の遺志を奉じたる其の刪定の經緯に就きては『適園叢書』第十一集に收むる宋の宋敏求の『唐大詔令集』卷八十二所載の永徽二年九月の『頒行新律詔』に詳記せられ、其の刪定に參與したる人人の姓氏官銜も列舉せられてある。即ち、

象服畫冠。化隆上乘。道德齊禮。刑清中代。暨乎大道既隱。凜風已衰。圜犴所以實煩。手足爲之無措。自斯以降。禁網愈密。太宗文皇帝。撥亂反正。恤獄慎刑。杜澆弊之大源。削煩苛之峻法。道臻刑措。二十三年。玉几遺訓。重令刊改。朕仰遵先旨。旁求故實。詔太尉揚州都督無忌。開府儀同三司勳。尙書左僕射行成。光祿大夫侍中高季輔。右丞段寶玄。太常少卿令狐德棻。吏部侍中

高敬言。刑部侍郎劉燕客等。爰逮朝賢。詳定法律。酌前王之令典。考列辟之舊章。適其輕重之宜。采其寬猛之要。使夫畫一之制。簡而易從。約法之章。疎而不漏。再移朞月。方始勒成。宜頒下普天。垂之來葉。設而不犯。均被皇恩。凡百群臣。逮於列位。其務在審。慎稱朕意焉。永徽二年九月

尙ほ其の刪定參與者の一層詳細なることは、『文苑英華』卷四百六十四、詔勅六、條理の項に登載せらるる永徽二年閏九月十四日の『詳定刑名制』に次の如く見ゆる。

門下。朕聞。大德曰生。肖天地而爲貴。大寶曰位。體宸極以居貞。所以經緯三才。彌綸萬物。順人心以敷化。因天討而立刑。易稱明罰哀矜之志愈遠。書云肆眚簡惠之道斯崇。故能象服畫冠。化隆上葉。道德齊禮。刑清中代。暨乎大道既隱。淳風已衰。元首司契。狗驕奢以臨下。股肱贊道。用深刻爲奉公。罪名積於簡書。滋章被於率土。姬訓夏法。峻網備於三千。秦革周科。深文加於九族。漢祖約法。後嗣不勝其弊。晋武蠲刑。末流竟致一作臻其酷。遂使茫茫區寓。罔狃所以寔繁。蠢蠢黔黎。手足爲之無措。自斯以降。禁網愈密。難深袁準之書。事切劉弘之奏。太宗文皇帝。至道難名。玄功不測。撥亂反正。恤獄慎刑。杜澆弊之餘源。削繁苛之峻法。道臻刑措。二十餘年。恥格之義斯隆。惻隱之懷猶切。玉几遺訓。重令刊改。瞻奉隆規。興言感咽。朕以虛寡。夙嗣寶圖。寅畏上玄。憂勤庶類。乘奔履薄。懼一物之未安。旰食宵衣。慮萬方之多罪。雖解網之德。有慝列聖。而好生之惠。無媿伊心。於是仰遵先旨。旁求故實。詔太尉揚州都督監脩國史上柱國趙國公無

忌。開府儀同三司上柱國英國公勳。尙書左僕射監脩國史上柱國燕國公志寧。尙書右僕射監脩國史上護軍北平縣開國公行成。光祿大夫侍中監脩國史上護軍脩縣開國公高季輔。銀青光祿大夫行黃門侍郎平昌縣開國公宇文節。中書侍郎柳爽。右丞段寶玄。太常少卿令狐德棻。吏部侍郎高敬言。刑部侍郎劉燕客。給事中趙文恪。中書舍人孝友益。少府丞張行實。大理丞元紹。太府丞王文端。刑部郎中賈敏行等。爰建朝賢。詳定法律。酌前王之令典。考列辟之舊章。適其輕重之宜。採其寬猛之要。使夫畫一之制。簡而易從。約法之文。踈而不漏。再移晷月。方乃撰成。宜班下普天。垂之來葉。庶設而不犯。均被皇恩。凡在群司逮于列岳。其務在審。慎稱朕意焉。永徽二年閏九月十四日

右の詔制を比較するに、『頒行新律詔』にては刪定參與者は長孫無忌以下八人の姓氏しか列記せず、

其の官銜も略記せられてあるが、『詳定刑名制』にては長孫無忌以下十七人を明記し、其の官銜も完全に記してあり、『詳定刑名制』の方が研究資料としては遙かに價値が多いのである。之に依りて見れば、此の永徽二年の律令格式刪定に參與したる人々は長孫無忌、李勣、于志寧、張行成、高季輔、宇文節、柳爽、段寶玄、令狐德棻、高敬言、劉燕客、趙文恪、孝友益、張行實、元紹、王文端、賈敏行の十七人並に其の他詔制に見えざる若干の人々である。此の中の孝友益は其の姓に於て少しく疑問のある人にして、支那に於ては孝氏と謂ふ姓は存することは存するが其の分布極めて稀にして、孝の字は李の字の誤傳ではなからうかと思はれるからである。現に『冊府元龜』卷六百十二、刑法部、定律令

第四、高宗永徽元年の條には、

高宗永徽元年。勅太尉長孫無忌。司空李勣。左僕射于志寧。右僕射張行成。侍中高季輔。黃門侍郎宇文節。柳奭。左丞段寶玄。太嘗少卿令狐德棻。吏部侍郎高警。刑部侍郎劉燕客。給事中趙文。中書舍人李友益。少府丞張行實。大理丞元紹。太府丞王文端。刑部郎中賈敏行等。共撰定律令格式。舊制不便者。皆隨有刪改。遂分格爲兩部。曹司營務爲留司格。天下所共爲散頒格。其散頒格下州縣。留司格但留本司行用焉。

とありて、李友益に作られ、宋の王溥の『唐會要』卷三十九、「定格令」の條の永徽二年の項にも、永徽二年閏九月十四日。上新刪定律令格式。太尉長孫無忌。開府儀同三司李勣。尙書左僕射于志寧。尙書右僕射張行成。侍中高季輔。黃門侍郎宇文節。柳奭。尙書右丞段寶玄。吏部侍郎高敬言。刑部侍郎劉燕客。太常少卿令狐德棻。給事中趙文恪。中書舍人李友益。刑部郎中賈敏行。少府監丞張行實。大理丞元紹。太府丞王文端等同修勅成律十二卷。令三十卷。式四十卷。頒于天下。遂分格爲兩部。曹司常務者。爲留司格。天下所共者。爲散頒格。散頒格下州縣。留司格本司行用。

の如く李友益に作つて居る。之は後に論ずる通り李氏が正しいもので、『文苑英華』所載の『詳定刑名制』に孝氏に作るは誤謬であると信ずる。尙ほ此等十七人の姓氏の中にて此の李友益、趙文恪、元

紹、高敬言の四人の姓名には種々疑問が存し論議せざるべからざることがあるのであるが、之は便宜上、後節に於て論及することとする。此等の刪定參與の主腦者十七人の官銜姓氏は本編を草する私にとりては、重要なことであるから、敢て煩を厭はず之を掲げたる次第で、又其の中の疑問ある四人の姓氏を論ずる上に於ては、『冊府元龜』卷六百十二、刑法部、定律令第四の記載と『唐會要』卷三十九の記載とが重要な爲に、これ亦煩を厭はず掲げたのである。

斯くして永徽二年(西曆六五一年)に刪定せられたる『永徽律令格式』は、大體玄宗の開元七年(西曆七一九年)の『開元律令格式』即ち所謂『開元前律』『開元前令』等の成るまで普く唐の天下に行はれたるものにして、乃ち東して海を渡りては我が『大寶律令』『養老律令』制定の際の母法藍本と爲つたのであるが、前述の通り唐代の他の律令格式と共に此の『永徽律令格式』も亦支那に於ては夙に逸亡して傳はらず、我國に於ても亦既に逸亡して、單に『日本國現在書目録』に其の舶載せられたることを傳ふるのみと爲つたのである。然れば永徽二年閏九月刪定の『永徽令』の原文は僅に唐の杜佑の『通典』卷四十三、禮三、吉二、郊天下の條や、『通典』卷三十三、職官十五、州郡下の條や、宋の王溥の『唐會要』卷七十、量戶口定州縣等第例の條や、『類聚三代格』卷八、公廨事の條や、『舊唐書』輿服志の中や、『通典』卷六十一、禮二十一、嘉六、君臣服章制度の條や、『冊府元龜』卷五百八十六、掌禮部奏議の條や、『通典』卷八十九、禮四十九、凶十一の條や、『舊唐書』禮儀志の中等に其の片言隻句を遺存する

のみと爲つて居る現状である。其の詳細なることは法學士仁井田陞氏の勞作なる『唐令拾遺』の中に既に指摘せられてあるから、私が茲に之を贅説する必要は無い。

仁井田學士の『唐令拾遺』には『永徽令』の遺文として諸書より採録せらるるもの、祠令に於て三個條^{四乙、五乙、七乙}、戶令に於て一個條^{二乙}、學令に於て一個條^{一乙}、封爵令に於て一個條^七、祿令に於て一個條^四、衣服令に於て三個條^{一、一三、六〇}、假寧令に於て一個條^{五甲}、合計十一個條の様に算へられるが、之だけでも『永徽令』の遺文を今日眼前に通覽し得るは學界の慶事であると謂はなければならず、仁井田學士の勞を多とせなければならぬ。

然れども前にも一寸申述べたる通り『通典』其の他の諸書に引用せられて存する『永徽令』の遺文は、往々にして其の書の草子の文として記したる場合があり、此の場合に之を以て『永徽令』の該條の原文の原文の一節を一字の差異なく直に復原することは稍困難である憾がある様に思はれるのであるから、たとへ斷簡零墨と雖も『永徽令』の原文の原文を謄寫逐録したるものが遺存すれば、之に越したる完全さは無い譯であるが、そんなものが容易に此の世に遺存する譯も無く、こは單に理想か空想かに過ぎぬ。然るに私が命を奉じて文部省在外研究員として昭和六年九月九日より昭和八年七月二十日まで佛國巴里府に滞在し、佛國々立圖書館所藏の燉煌文書を調査研究中に一種の珍奇なる殘簡を見たのである。それは該圖書館所藏登錄古文書番號第四六參四號の〔B〕の紙背文書であり、之は從來

何人にも未だ知られざるものであると思はれる。

今其の経緯を略述すれば、佛國々立圖書館に在る燉煌文書にして從來其の佛文を以てせる内容解説目録も成り居りて、一般學者に公開閲覧を許されつゝありしものは、登録番號第貳〇〇壹號の『南海寄歸内法傳』殘卷より、同第參五壹壹號の『ソグト文字文書』に至るまでの壹千五百拾壹點と、同第四五〇〇號の『佛說齋法清淨經』より同第四五貳壹號の『土耳其古文佛教文書』に至るまでの二十二點と合計壹千五百三十三點にして、其の他は如何なる燉煌文書が存するかは明確には知られて居らず、唯狩野博士、内藤博士其の他二三の方々が其の將來者ペリヨ博士の私邸に於て此の未知のものにして其の私邸に在る分の中の若干を觀られたるばかりであつた。之も圖書館としては無理ならぬ譯で、それは佛文を以てせる内容解説目録も出來て居らず、その未整理なる爲に一般に公開閲覧を許されなかつたが故である。然るに私が毎日該圖書館古文書部に出頭して燉煌文書を調査中、測らずも館長オーモン氏 (M. Omond)、司書官ローエー氏 (M. Laner) の希望に依り、私が佛文を以てその内容解説目録を製して古文書室の書架に之を備付けると謂ふことになり、從來登録番號のみ存して、全く書庫の中に封藏せられて何人にも閲覧せしめざりし學界未知の燉煌文書を調査研究するの機會を得たのである。それは登録番號第參五壹貳號より同第五五四壹號に至るまでの貳千零參拾點の中、叙上の同第四五〇〇號より同第四五貳壹號に至る二十二點を控除したる殘餘の貳千八點の燉煌文書にして、此等に對す

内容解説目録は、約束を履行して私が製作自書し古文書閲覧室の書架に備付けて來たもので、昭和八年七月二十一日以後此處に燉煌文書を調査せむ人には、此の部も亦公開閲覧を許されて居る筈である。然れば此の珍奇なる第四六參四號の〔B〕の紙背文書は從來未だ何人も閲覧して居らぬ筈のもので、之を其の號の〔B〕と爲したのも、私が斯く順序づけて記號した譯である。これ私が此の古寫本令遺文を以て學界未知のものと謂ふ所以にして、勿論、蔣斧氏の『沙州文錄』や羅福長氏の『沙州文錄補』や、羅振玉氏の『燉煌石室碎金』、乃至劉復氏の『燉煌掇瑣』などには迄録發表せられて居らぬものである。

五

此の第四六參四號は〔A〕〔B〕より成り、〔A〕は『毛詩』の關雎、葛覃、樛木、芣苢の諸篇の殘卷にして、〔B〕は斷爛せるものを叻に貼付連續せる佛教々義問答書の殘卷、而して〔B〕の紙背に有るものが茲に紹介する本文九拾貳行、他に十七行のもので、而も五小片に斷爛せるものを便宜的に叻に貼付したるもの、無論此の五小片が本來一卷を爲したるか、寄せ集めたるものなるかは明確でなく、又年紀の徵すべき文字もない。其の文字は相當に大にして其の筆致雄麗豪華、實に唐寫の美筆で、筆致のみより察しても盛唐以前の善寫たることが推想し得られるのみならず、染筆の順序より謂へば、本來は此の方が紙表文書にして、其の紙背に後より佛教々義問答書が書せられたるもので、今日佛教々義問答書の方が表と爲り、此の方が紙背文書と爲れるは、佛國々立圖書館にて古文書原簿に登録の際爲さ

れたるに過ぎぬ。はじめ私は之を一見したる際、其の内容が現存の『大唐六典』のそれに酷似して而も少しく異なるを思ひ、何れにしても唐代に寫されたる唐の或る職員令斷簡たることだけは明確で、兎に角も珍重すべきものであると感じたのであるが、旅次の事として之を比較研究すべき參考書を座右に有せず、單に『大唐六典』よりも以前の唐の或る令の職員令の殘簡遺文に相違なからうと推定して之を寫録し、又寫眞にも製したのであるが、不幸にして寫眞は佛國々立圖書館配屬の寫眞師の技術の拙なる爲に極めて不鮮明となり、私の嚴密に謄寫したるものが筐底に藏せられて歸朝といふことになつた。私は茲に其の原文を逐録して聊か之が考證を爲さむと思ふ。原本は前述の通り五片に斷爛し且つ首尾も共に缺け、順序も不明なのであるが、『大唐六典』に準據して意を以て其の順序を附し原文の型の儘に之を次に逐録する。

〔第壹斷簡〕

掌贊唱 亭長四人 掌固六人
行事

司經局

洗馬 書令史二人 掌局 署 文案餘書

史四人 掌同書 校書四人 掌 正字二人 掌
令史 經藉 校 正 字 二 人 掌 刊 正 文 字

典書二人掌四部經籍行署校寫功程料度文案 裝書生四人掌裝

楷書令史卅人掌寫經籍 掌固四人

典膳局

典膳監二人掌監膳食進食先嘗判局事 丞二人掌檢校局事若監並無則

一人判局事 書令史二人 書吏四人 主食六人掌調

和鼎味之食 典食二百人掌造膳食及器皿之事 掌固四人

藥藏局

藥藏監二人掌合和藥判局事 丞二人 書令史一人 書

吏二人 侍醫四人掌和藥診候 典藥九人掌供藥進藥 藥童

十二人掌擣節諸藥 掌固六人

內直局

內直監二人掌供奉璽繳扇几案筆研衣服玩弄及和宮內舍垣判局事 丞二人

書令史二人書吏四人典璽四人掌守典服

卅人掌供奉衣服几案玩弄等事典扇十五人掌供奉典翰下

十五人掌供奉筆研等事掌固六人

齋帥厨

齋帥四人掌湯沐燈燭灑掃書令史二人書吏

人 掌張設鋪設及供湯沐掃雜使之事掌固十二人

人書令史一人

掌送管鑰晨夜開閉掌固四人

中舍人二人掌侍從

掌侍從表啓宣行錄事一人掌
判坊事

主事二人 掌受事發令史
辰檢稽失

人通事舍人八

典謁廿一人 掌引之道之事 亭長四人掌

閣內諸事及宮丞二人 掌付事勾稽省署
糧廩通判坊事

一人 掌受事發令史三人 書令史五
辰檢稽失

四人 分掌宮內儀式導引及通傳勞問 導客舍
糾察非違并諸門出納之事

賓客名 閣師六人 掌率閣之內給
使之事 使以供其事 內

諸內給使 無常員分掌諸門出
鑰 物歷并供內緞扇燈燭

□□乘牛馬 駕工
請迎出納

〔第貳斷簡〕

人掌同亭長四人

辰檢
事准此

副總二人 掌就
舉事

錄事參軍事一人 掌付事勾稽
省署抄目監稽

一人 掌受事發
辰檢稽失 史二人 倉曹參軍

假使儀式糧廩膳羞
公廨過所醫藥等事 府一人 史二人

事二人 掌府內衛士以上名帳
差科及公私馬驢等事 府三人

曹參軍事一人 掌軍器儀仗公廨
營造罪罰等事 府

三人 亭長二人 掌固二人

率府 左宗衛率府准此

〔第參斷簡〕

率二人長史一人

錄事二人史二人倉曹

參軍事一人府一人史二人兵曹參軍事

鎧曹參軍事一人府

亭長二人掌固二人

道路先駟後殿察姦
掌同左衛率府

錄事參軍事一人

錄事一人史二人倉曹參軍事一人府一

人史二人兵曹參軍事一人府三人史

五人鎧曹參軍事一人府二人史三人

亭長二人掌固二

左監□□府 右監門學府准此

左監門學一人 掌門禁藉傍以下不注 副學二人

長史一人錄事參軍事一人錄事一人史二人

兵曹參軍事一人 兼掌倉曹事內 府二人史三人鎧

曹參軍事二人 兼掌公私馬驢簿 府二人史三人

亭長二人掌固二人

監門直長七十八人 掌門禁

左內學府 右學府准此

左內學一人 掌侍衛左右供奉兵仗以下 副學一人長

史一人錄事參軍事一人錄事一人史二人兵

曹參軍事一人府一人史二人鎧曹參軍事一

人府一人史二人亭長二人掌固二人

千牛僛身八人掌執千牛刀宿衛侍從僛身左右八人掌執

弓箭宿衛侍從僛身廿八人掌宿衛侍從主仗六十人掌守戎仗調度

主公以下府佐國官親事帳內職員

親王府

師一人掌以師範輔導參議可不諮議參軍事一人掌匡正莫府諮謀庶事

友一人掌陪隨左右拾遺補闕文學二人掌修撰文章讎校經史東閣祭

酒一人掌接引賓客西閣祭酒一人掌同東閣長史一人掌通

判府司馬一人掌同掾長史掾一人掌通判功曹倉曹戶曹若屬無兼判右曹事屬一

人掌通判兵曹騎曹法曹主簿一人掌覆省史二人掌

〔第四斷簡〕

主簿一人 教命 史二人 欽

寫教命記室參軍事二人 掌表啓書疏 史二人
宣行教命

錄事參軍事一人 掌付事勾稽省署抄目 錄事一人
監印并給紙筆之事

掌受事發辰 史二人 掌受事
功曹參軍事一人 掌官
檢稽失之事 史二人 上抄 人簿帳

□□使考課儀 府一人 史二人 倉曹參軍事二人 掌倉
廩財

物厨膳市易舟船 府二人 史四人 戶曹參軍事二人 掌
封

戶園宅債負過所奴 府二人 史二人 兵曹參軍事二人
婢田莊及戈獵之事

掌武官左右簿儀 府二人 史三人 騎曹參軍事一人
衛法式假使之事

掌騎乘簿帳及廐牧儀 府一人 史二人 法曹參軍事
衛器仗及修理之事

參軍事

六

前節に逐録したる第壹より第四に至る斷簡が如何なる令の成書の零墨遺文なるかは遽かに判定致し難いが、職員令の殘簡なることだけは一見して知られる。之を觀て直に想到せらるゝことは、其の内容一斑が如何にも『舊唐書』卷四十四、職官志三、の條の東宮官屬の崇文館の項の終より以下、並に『新唐書』卷四十九上、百官志の東宮官の條の崇文館の項の終より以下、又は『大唐六典』卷二十六、東宮官の崇文館の項の終より以下の官職制に酷似することである。矧んや前述の通り其の文字は相當に大にして雄麗なる楷書、その筆畫に詠(≡診)、曹(≡曹)、寧(≡率)、職(≡職)、俗(≡備)、荏(≡莊)などの各字の如く、唐寫の習慣あるもの習見し、何人が見ても其の唐代人の筆蹟なることの容易に看取し得るをやである。茲に於てか、何か唐代の職員令の斷簡ならむことは容易に判知せられる。

今之を専ら唐代の職員制度の史料の大宗たる『大唐六典』の文面に準據して比較するに、兩者決して同一に非ずして多少の異同あり、例せば『第壹斷簡』所見の齋帥局の局名は『大唐六典』に無く、『第貳斷簡』所見の左右宗衛率府の名なども『大唐六典』には見えて居らぬ。然れば此の斷簡遺文が『大唐六典』の唐寫本の斷簡ならざることとは甚だ明確であるが、其の職員の職掌其他の事項より推測して見ると『大唐六典』と全然無關係なる遺文なりとは思はれぬ。依つて此等の各斷簡遺文の内容を以て『大唐六典』のそれと比較して見ると、『第壹斷簡』の司經、典膳、藥藏、內直、齋帥の各局の條は、其の局名の大體より見て『大唐六典』卷二十六、太子三師三少詹事府左右春坊內官の條の中の崇文館の次の司經、

典膳、藥藏、内直、典設の五局の條と如何にも酷似して居るのに氣づく。然し各員の定員數、職掌の説明に於ては、或は其の員數を異にしたり、或は稍其の體裁を異にしたる個所ありて、『大唐六典』の該條と全然一致せるものではなく、單に酷似すると謂ふ迄である。今、比較研究の便宜上『大唐六典』の該條の本文のみを逐録すれば左の通である。

崇文館學士。掌刊正經籍圖書。以教授諸生。其課試舉送。如宏文館。

校書學校理四庫書籍。正其訛謬。

司經局。洗馬二人。從五品下。

文學三人。正六品。

校書四人。正九品下。

正字二人。從九品下。

洗馬掌經史子集四庫圖書刊輯之事。立正本副本貯本。以備供進。凡天下之圖書上於東宮者。皆受而藏之。文學掌分知經籍。侍奉文章。總輯經籍。繕寫裝染之功。筆札給用之數。皆料度之。

校書正字學校理刊正經史子集四庫之書。

典膳局。典膳郎二人。正六品上。

丞二人。正八品下。

典膳郎掌進膳管食之事。丞爲之貳。每夕局官執爵更直。

藥藏局。藥藏郎二人。正六品上。

丞二人。正八品上。

藥藏郎掌和齊醫藥之事。丞爲之貳。凡皇太子有疾。命侍醫入診候。以議方藥。應進藥。命藥僮掃飾之。侍醫和成之。將進。宮臣監嘗。如尙藥局之職。

內直局。內直郎二人。從六品下。

丞二人。正八品下。

內直郎掌符璽繖扇凡案衣服之事。丞爲之貳。凡皇太子之服。袞冕垂白珠九旒。以組爲纓。色如其綬。青纁充耳。犀簪導。玄衣纁裳。九章每章一行。重以爲等。每行九。白紗中單。黻領。青標襪襪。革帶。金鈎繻。大帶。玉具劍。玉鏢首。瑜玉雙珮。朱組雙大綬。四綵赤白纁緝。純朱質。長一丈八尺三百二十。首廣九寸。朱鞞赤烏。侍從皇帝。祭祀及祀廟。加元服。納妃。則服之。具服遠遊三梁冠。加金附蟬。九首施珠翠。黑介幘。髮纒翠綵。犀簪導。絳紗袍。白紗中單。皂領。纁襪。白袷襦。白革帶。方曲心。曲領。絳紗蔽膝。白鞞。黑烏。朱冠則雙童空頂。黑介幘。雙玉導。加寶飾。謁廟還宮。元日。冬至。朔日。入朝釋奠則服之。公服遊遠冠。絳紗單衣。白袷襦。革帶。金鈎繻。假帶。瑜玉雙珮。方心紛盤囊。白鞞。烏皮履。五日常朝。元日。冬至。受朝則服之。弁服。犀簪導。組纒。玉纁。九絳紗衣。素裳。革帶。盤囊。小綬。雙珮。烏皮履。朔日及視事則兼服之。平巾幘。犀簪導。紫褶白袴。玉梁珠寶。細帶著鞞。乘馬則服之。進德冠。九裘。加金飾。其常服。及白練袷襦。通著之。若袴褶則與平巾幘通著。

典設局。典設郎四人。從六品下。

典設郎掌湯沐灑掃鋪陳之事。凡大祭祀。皇太子散齋三日。於別殿致齋二日。於正殿前一日。設幄坐於正殿東序及室內。俱西向。又張帷於前楹下。殿若無室則張帷。若大禮應供者亦如之。

『第壹斷簡』に見えて『大唐六典』に見えざる司經局の書令史二人、書史(吏)四人、典書二人、裝書生四人、楷書令史三十人の如き、典膳局の書令史二人、書吏四人、主食六人、典食二百人の如き、藥藏局の書令史一人、書吏二人、侍醫四人、典藥九人、藥童十二人の如き、內直局の書令史二人、書吏四人、

典璽四人、典服三十人、典扇十五人、典轡十五人の如き、齋帥局の書令史二人、書吏□人の如き、其の他各局の掌固若干人宛の如き、勿論『大唐六典』の職員制の上には明記なくとも其の事實上に於ては此の種の官吏の存在せしことは、其の官の職掌の説明規定の文面よりは略ぼ推察し得るのではあるけれども、之は其の實際が大同小異なりと謂ふ迄にして、少くとも職員令の表面に於ては、此の『第壹斷簡』と『大唐六典』とは明に規定採録上に於て大差があるのみならず、『第壹斷簡』に於ては各官の職掌の説明が何れも各官の直下に割註として記入せられて居つて、其の書法の形式すら、兩者相異つて居るのである。其の他は茲に一々指摘縷述するを須たぬ。

『第貳斷簡』は其の末行に率府の二字見え、其の下の説明に小字にて左宗衛率府准此てふ七字見ゆれば、之より推して此の率府の二字の上は右宗衛の三字たるべく察知せられる。此の『第貳斷簡』の率府を右宗衛率府として、『大唐六典』中に之を探れば、『大唐六典』中には全然何處にも右宗衛率府と謂ふ名稱は存在せぬけれども、其の職掌並に此の右宗衛率府の前に存する職員の内容其の他より推定すれば、此の『第貳斷簡』の左右宗衛率府とは蓋し『大唐六典』卷二十八の太子左右衛及諸率府の條中の太子左右司禦率府に該當するものらしく、之より觀れば、此の『第貳斷簡』の遺文は大體『大唐六典』卷二十八の太子左右衛率府の條の尾部より太子左右司禦率府の條の首部に互る間の制に比擬すべきものの如く考へられ、其の内容も酷似せるものと謂へるのである。これ亦比較對照の便宜上、『大唐

六典』の該條を左に逐録する。

太子左右衛率府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品上。

左右衛率掌東宮兵仗羽衛之政令。以總諸曹之事。凡親勳翊府。及廣濟等五府屬焉。副率爲之貳。凡元正冬至。皇太子朝宮苑諸坊使。則率衛府之屬。以儀仗爲左右廂之周衛。若皇太子備禮出入。則如鹵簿之法以從。每月親勳翊三府之衛。及廣濟等五府之超乘應番上者。配于所職。

長史各一人。正七品上。

錄事參軍事各一人。從八品上。

倉曹參軍事各一人。從八品下。

兵曹參軍事各一人。從八品下。

胄曹參軍事各一人。從八品下。

司階各一人。從六品上。

中候各二人。從七品下。

司戈各二人。從八品下。

執戟各三人。從九品下。

長史掌判諸曹及三府五府之事。凡府事。大事則從其長。小事則專達。季秋以其屬官之狀上於率。而爲之考課。

錄事參軍事。掌監印發付勾稽。

倉曹掌親勳翊三府。廣濟等五府。文官之簿書。凡勳階考課。假賜祿賜。及公廩財物。田園食料。皆典之。

兵曹掌親勳翊三府。廣濟等五府。武官親勳翊衛士之名簿。及其番上差遣之法式。凡上番者。皆受其名簿。而咨配于率。兼置公私馬。及雜畜之簿帳。

曹曹掌親勳翊三府。廣濟等五府器械。諸公解繕造之物事。凡大朝會行從。應請或仗者。則具其名數。受之於主司。既事而歸之。左右率府。親府。勳府。翊府。中郎將各一人。從四品上。

左右郎將各一人。正五品下。

中郎將郎將。掌其府校尉旅帥。及親勳翊衛之屬。以宿衛。而總其府事。

兵曹掌判勾。若大朝會。及皇太子備禮出入。則從鹵簿之法。而監其羽儀。

太子左右司禦率府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品上。

此の『第貳斷簡』を右の『大唐六典』の文に比較して見ると、『第貳斷簡』の初行に見ゆる副率二人は『大唐六典』所見の太子左右衛率府の副率二人なるか、或は太子左右清道帥府の副率二人なるか、確實に之を比定知悉することは出来ぬが、恐くは前者の副率二人ではあるまいかと思はれる。何となれば『第貳斷簡』の中に、倉曹參軍事の職掌を記して□□假使儀式糧廩膳羞□□公解過所醫藥等事とあり、□□參軍事二人の職掌を記して掌府内衛以上名帳差科及公私馬驢等事とあり、□曹參軍事一人の職掌を記して掌軍器儀仗公廡營造罪罰等事とある内容が、『大唐六典』の太子左右衛率府の倉曹參軍事、兵曹參軍事、曹曹參軍事の職掌と酷似して居るからである。然れども兩者相類すると謂ふのみにして、其の書式も異なり、之が決して『大唐六典』の太子左右衛率府や太子左右率府や太子左右司禦率府の條の唐代寫録に非ざることとは明確である。

『第參斷簡』に於て先づ比較研究上の目標とせらるべきものは左監□□府、左内率府、親王府の三標

題にして、之は完全に謂へば則ち其の註より推定せらるる通り左右監門率府、左右内率府、親王府であるのみならず、此の三標題は『大唐六典』にも文字の差異なく記載せられて居る。即ち『大唐六典』卷二十八の太子左右衛及諸率府の條の中に太子左右監門率府、太子左右内率府とあり、引き續き同書卷二十九の諸王府公主邑司の條の卷首に親王府とある。之のみを以てすれば、此の『第參斷簡』は一見『大唐六典』の唐寫斷簡なるかの如くにも見えないことはないが、其の内容より考察すれば決して然るものではない様である。之も比較對照の便宜上、茲に『大唐六典』の該條を逐録すれば左の如くである。

太子左右監門率府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品上。

左右監門率府。率掌東宮諸門禁衛之法。副率爲之貳。凡東宮諸司應以籍入于宮殿者。皆本司具其官爵姓名。以牒門司。門司送于監門。監門之主與判曹印署。復送于門司。門司會之。同則聽入。凡東宮内外門之守者。並司其出入。凡財物器用之出入于宮禁者。皆以籍傍爲據。左右監門以出入之。若皇太子出入。則依鹵簿之法。率其屬於牙門之左右。以爲捍守。

長史各一人。從七品上。

錄事參軍事各一人。正九品上。

兵曹參軍事各一人。正九品下。

冑曹參軍事各一人。正九品下。

長史掌判諸門禁衛之事。

錄事參軍事掌印。兼勾稽失。

兵曹兼倉曹之職。餘皆如左右率府。其諸司籍傍判於監門者。檢其官爵姓名年貌。監其器物。檢其名數。月終。諸門之籍傍歸於府者。則會其出入之數。

冑曹掌器械及公私馬廐雜畜。土木繕造之事。凡諸府直馬配於監門。監門之巡探者。則請其料。歸於馬主。禁其隱歿棄遺者。

太子左右內率府。率各一人。正四品上。

副率各一人。從四品上。

左右內率府之職。掌東宮千牛備身侍奉之事。而主其兵仗。總其府事。而副率爲之貳。以千牛執細刀弓箭。以備身宿衛侍從。以主仗守戎服器物。凡皇太子坐朝。則領千牛備身之屬升殿。若射于射宮。則率領其屬以從。位定。千牛備身奉細弓及矢。立於東階上西面。率奉弓。副率奉矢及決拾。北面張弓。左執弣右執箛以進。副率以巾拂矢而進。進訖。各退立於位。及射。左右內率啓其矢中及不中。既事。受亦如之。

長史各一人。從七品上。

錄事參軍事各一人。正九品上。

兵曹參軍事各一人。正九品下。

冑曹參軍事各一人。正九品下。

長史掌判諸曹官吏。及千牛備身之事。餘如左右率府。

錄事參軍事掌印。兼勾簿書及其勳階考課稽失。

兵曹掌文武官。及千牛備身之簿書。及其勳階考課。假使祿奉之事。

冑曹掌細引仗及羽儀之物。自千牛以下各分而典之。

大唐六典諸王府公主邑司卷第二十九

親王府。傳一人。從三品。

諮議參軍事一人。正五品上。

友一人。從五品下。

文學二人。從六品上。

東閣祭酒西閣祭酒各一人。從七品上。

王傅掌傳相訓導。一而匡其過失。

諮議掌計謀左右。參議庶事。

友掌陪侍遊居。規諷道義。

文學掌讐校典籍。侍從文章。

祭酒掌接對賢良。導引賓客。

長史一人。從四品上。

司馬一人。從四品下。

掾一人。正六品上。

屬一人。正六品上。

主簿一人。從六品上。

史二人。

尙ほ『第參斷簡』の左右監門率府の前に存する十一行は、前掲の諸條より類推して、『大唐六典』卷二十八の太子左右監門率府の前に登載せらるる太子左右清道帥府の條の後半部に比擬せらるべきものらしく、『大唐六典』にては

太子左右清道帥府。率各一人。正四品上。

副率各二人。從四品下。

左右清道帥府。率掌東宮内外晝夜巡警之法。以戒不虞。凡絳邑等三府皆屬焉。副率爲之貳。凡皇太子出入。則領其屬。以清游隊爲之先。以後拒隊爲之殿。其餘依鹵簿之法以從。凡仗衛之出入。置細引以導之。兼爲之糾正。每月絳邑等府之直盪應番上者。配于所職。

長史各一人。正七品上。

錄事參軍事各一人。從八品上。

倉曹參軍事各一人。從八品下。

兵曹參軍事各一人。從八品下。

胄曹參軍事各一人。從八品下。

司階各一人。從六品上。

中候各二人。從七品下。

司戈各二人。從八品下。

執戟各三人。從九品下。

長史掌判諸曹及絳邑等三府之事。餘如左右率府。

とあるに對して、『第參斷簡』の此の十一行の中には、 道路先駟後殿察姪 掌同左衛率府

なる註記があり、これ『大唐六典』の以清遊隊爲之先。以後拒隊爲之殿。の文と相通するものがある。

之に依りて見れば、此の『第參斷簡』は『大唐六典』卷二十八の太子左右清道帥府の條より太子左右監

門率府、太子左右内率府、同卷二十九の親王府の前半部と對照せらるべきものであることが知られる。

此等の諸官制は『第參斷簡』も『大唐六典』該條も略ぼ類似して居るが、前者に於ては太子左右監門率府、太子左右內率府、共に錄事一人、史二人、並に府、史の官名及び鎧曹參軍事の名見ゆるに反し、後者に於ては此等は記載の形式上に於て省略せられてあり、又其の書式に於ても差異ありて、乃ち此の『第參斷簡』は『大唐六典』該條の書寫殘簡ならざることは甚だ明確である。而して『大唐六典』には鎧曹參軍事なる官名は全然存在せず之に當るものは悉く冑曹參軍事と改稱せられてある。

『第四斷簡』は其の初行に文字の右半部を缺畫したる主簿一人敎命史二人歛の句ありて、其の説明文の小文字が左側に偏在せるが、『第參斷簡』の末行を見ると、文字の左半部を缺畫したる主簿一人掌覆省史二人掌の句ありて其の説明文の小文字が右側に偏在して居り、之は明に主簿一人敎命史二人歛の一行が兩分せられたるものである。然れば『第四斷簡』は直に『第參斷簡』の末行に接續すべきものなるを知らべく、自然此の『第四斷簡』は『大唐六典』卷二十九の諸王府公主邑司の條の卷頭の親王府の部の後半部に比較對照すべきものである。又便宜上、茲に『大唐六典』卷二十九の親王府の後半部を逐録して前掲のものに接續せしむれば次の通である。

〔主簿一人。從六品上。〕

〔史二人。〕

記室參軍事二人。從六品上。

錄事參軍事一人。從六品上。

錄事一人。從九品下。

功曹參軍事一人。正七品上。

倉曹參軍事一人。正七品上。

戶曹參軍事二人。正七品上。

兵曹參軍事一人。正七品上。

騎曹參軍事一人。正七品上。

法曹參軍事一人。正七品上。

士曹參軍事一人。正七品上。

參軍事二人。正八品下。

行參軍四人。從八品上。

典籤二人。從八品下。

長史司馬掌統理府寮紀綱職務。

掾掌通判功曹戶曹倉曹事。

屬掌通判兵曹騎曹法曹士曹事。

主簿掌覆省王教。

記室掌表啓書疏。

錄事參軍掌付書事。勾稽省署鈔目。

錄事掌受事發展。兼勾稽失。

功曹掌文官簿書考課。陳設儀式等事。

倉曹掌廩祿請給。財物市易等事。

戸曹掌封戸田宅。僮僕弋獵等事。

兵曹掌武官簿書考課。儀衛假使等事。

騎曹掌廐牧騎乘。文物器械等事。

法曹掌推按欺隱。決罰刑獄等事。

士曹掌公廨舍宇。繕造工徒等事。

參軍事掌出使及檢校事。

典籤掌宣傳教令事。

『第四斷簡』の内容と『大唐六典』のそれとは全く同じではあるが、しかし之は決して『大唐六典』の寫本ではない。第一に其の書式が異なるし、第二に其の職掌の説明の文に異同がある。例せば『第四斷簡』にて主簿は掌覆省教命とあるに對し『大唐六典』にては掌覆省王教とあり、記室參軍事は掌表啓書疏宣行教命とあるに對して掌表啓書疏とあり、錄事參軍事は掌付事勾稽省署抄目監印并給紙筆之事とあるに對し、掌付書事勾稽省署鈔目とあり、其の他の職掌の説明文が皆前者に於て比較的詳密にして、後者に於て比較的簡單と爲されてある。尙ほ前者に於て倉曹參軍事二八、兵曹參軍事二人とあるのが、後者即ち『大唐六典』にては何れも一人と爲つて居るが如き定員數の差異せる個處すらあり、兩者は竟に相異なるものであらねばならぬ。斯くして此等の四片の唐令の斷簡は何れも現存する唐玄宗御撰集賢院學士兵部尙書兼中書令修國史上柱國開國公臣李林甫等奉勅注上の『大唐六典』の寫本でないこ

とが明確となつた譯である。

此の遺文の原本にては第一に後に説くべき『第五斷簡』があり、次に『第四斷簡』が接續せられ、又次に『第貳斷簡』が貼付接續せられ、其の次に『第壹斷簡』が位置し、更に其の次に『第參斷簡』が接續貼付せられて一卷子本を形成し、其の前後は甚だしく混亂して居るのである。之は燉煌にて密藏せられたる時既に然りしか、或は燉煌より佛國に將來せられる時に斯くの如く爲りしものか、其の事情は今日之を明に爲し難いが、右の如く『大唐六典』に準據して比較對照考察して見ると、私が茲に指摘命名したるが如き『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』の順序が比較的妥當なるものらしく、往昔寫録の當時に於ては必ずや此の順序に接續して居つたものと思はれる。結局此の四片の斷簡は或る唐令の遺文にして其の内容は『大唐六典』卷二十六の太子三師三少詹事府左右春坊内官の卷尾の部分、同じく卷二十八の太子左右衛及諸率府の全卷の大部分、同じく卷二十九の諸王府公主邑司の卷首の部分に對比すべきものにして、更に之を詳言すれば前に指摘せる通り『大唐六典』の司經局、典膳局、藥藏局、内直局、典設局、太子左右衛率府、左右率府、太子左右司禦率府、太子左右清道帥府、太子左右監門率府、太子左右内率府、親王府の各條に對比すべきものである。而して更に之を要約して謂へば唐代の或る令の成書の職員令の東宮王府官の部分の殘簡である譯である。

然れども此等の斷簡の遺文のみを考察し、之を『大唐六典』に參照したるのみにては、單に之が唐代

の或る令の成書の職員令の部の東宮王府官の部分の殘簡なることのみしか知り能はず、其の他のことは一切知ることが出來ず、如何なる令の寫録の殘簡なるかは遽かに判定致し難いのであるが、私は次に此の殘簡に見ゆる職員令の令としての制定時代を研究考定し、其の本來の令が唐代の如何なる令であるかと謂ふことを立證考定してみたいと思ふ。之は稍々難問題にして絶對決定的の結論は容易に得られそうにも思はれぬが、先づ或る程度迄の立證考定は可能かと考へられ、私には限りなき研究的好奇心が煽られる感とする。